自由民主党 東日本大震災復興加速化本部 本部長 額賀 福志郎 様

大熊町の復興·再生に向けた 要望

令和4年4月19日

大 熊 町 長 吉 田 淳

大熊町議会議長 吉岡 健太郎

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から十一年1か月が経過しました。大熊町においても、復興に向けた取組が一つ一つ見えるような形で前進しており、本年春には、町の中心地であった区域を含む「特定復興再生拠点区域」の解除に向け準備宿泊等も行っております。このように復興に向けた明かりが見え始めつつありますが、抱える課題は大きく、復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要です。また、大熊町は、いまだ多くの帰還困難区域を抱えており、県内外に多くの住民が長期間にわたる避難生活を余儀なくされています。さらに、先般、福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る政府の基本方針が決定され、また一つ重い課題が課せられることとなりました。

このような中、現在、政府において基本構想の策定を進めている「福島 国際研究教育機構(国際教育研究拠点)」は、福島イノベーション・コー スト構想の中核として、国際レベルの教育研究と産業集積を行い、原発事 故やALPS処理水問題、中間貯蔵施設の受け入れに伴う風評被害を吹き 飛ばし、世界に誇れる復興・創生を行う拠点になるものとして、大きな期 待を持っております。

また、特定復興再生拠点区域外に係る政府方針「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が昨年8月に示されたことは、避難指示解除に向けて、一歩前進したものと受け止めておりますが、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除する決意」としていることから町内全域の避難指示解除を求めてまいります。

第2期復興・創生期間においても、原子力災害に自然災害や新型コロナウイルス感染拡大が加わったこの難局を乗り越え、かつての自然豊かで暮らしやすい「ふるさと大熊町」を取り戻し、各地で避難生活を送る住民、将来を担う子どもたちが夢や希望に満ち溢れ、大熊町民であることに誇りを持てるよう、引き続き大熊町の復興が成し遂げられるまで国の責務として対応していただけるよう次のように要望いたします。

1 避難地域の復興の実現

大熊町の復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注の 継続が必要である。

大熊町は、他の被災地に比べ極端に復興が遅れている。また、原子力発電所の立地町であるとともに事故を起こした全ての原子炉や中間貯蔵施設を抱えている等特殊な事情があり、復興の妨げになっている。このような多様な課題に対し適宜適切な対応が求められるところであるため、以下の事項の継続を要望する。

(1) 復興・再生に向けた取組の加速化

国においては、第2期復興・創生期間においても、新たな課題や多様 なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を 加速化することが必要であるため、各種支援を充実させること。

(2) 中長期にわたる財源の確保

復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例の継続並びに福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業の予算確保及び弾力的な運用等について、中長期にわたる財源の確保等を行うこと。

2 除染ガイドラインの見直し

特定復興再生拠点区域の避難指示解除について、当町は今年春頃を目標と定めているが、現在も空間線量が毎時3.8マイクロシーベルトを超える場所が存在し、目標時期の避難指示解除に影響を与えるのではないかと

危惧している。特定復興再生拠点区域外では、毎時12マイクロシーベルトを超える空間線量の高い場所が存在し、拠点区域内と同様の除染では十分な線量低減が図れない。環境省が定める除染関係ガイドラインは、帰還困難区域外の比較的空間線量の低い場所を前提としており、町は、国に対して、帰還困難区域に対応した内容での見直しを要望してきたが、改善されていない。

そこで、国は同ガイドラインの見直しを含めて、地元自治体と十分に協議し、更に踏み込んだ形での拠点区域外の高線量地帯における試験的除染を先行して実施するなど、特定復興再生拠点区域外の高線量地帯を含んだ除染を遅滞なく開始すること。

3 除去土壌等の県外最終処分について

福島県内に保管されている除去土壌等については、帰還困難区域を除き中間貯蔵施設への輸送進捗率は約96%となっており(昨年度末現在)、今後、環境省は、2024年度に減容・再生利用の技術開発を一通り完了し、2025年度から最終処分方式の具体化、最終処分地の調査検討に入るとしている。それまでの間については対話フォーラムや除去土壌を用いた鉢植えの設置により国民の理解を深めることとしているが、こうした活動だけで受け入れ先が見つかるとは考えられない。候補地を探し、絞り込みを行う上では燃焼や再利用でどの程度の処分場容量が必要か調査する必要はあるが、候補地の決定、処分場建設、除去土壌の運搬の一連の流れを2045年度末までに終わらせるためには、早い段階での候補地選定が必要と考えられるため、早急に県外最終処分の絵姿を全国に示し、最終処分場の選定の議論に取り組むこと。

4 特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について

昨年8月末、原子力災害対策本部及び復興推進会議において「特定復興拠点再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定された。一刻も早く町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、大熊町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における取組の加速について、以下のとおり要望する。

- (1)特定復興再生拠点区域外の町民の帰還の意向を個別かつ丁寧に把握すること。意向把握に際しては、帰還の判断をすぐには行えない町民にも配慮して複数回行うこと。帰還意向が確認された箇所については、帰還者の安全・安心が十分に確保でき、生活に必要な範囲を速やかに除染し、避難指示解除を行うこと。
- (2)特定復興再生拠点区域内の除染を行った区域においても、帰還の目安となる空間線量の基準を超える場所が存在している。特定復興再生拠点区域外は概して空間線量の高い地域であり、現在検討されている帰還意向のある住民の生活に必要な区域だけの除染では、除染がされていない場所の影響を受けるため十分な空間線量の低減は見込めない。よって、効果的な空間線量の低減のため生活に必要な範囲に限定することなく、より広範囲の面での除染を行い、帰還した住民が安心して生活することが出来る環境を確保すること。
- (3)町民が全員帰還できるように、必要な制度設計、予算措置を行うとともに、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むこと。

- (4)残された土地・家屋等の扱いについても地元と丁寧に協議するとと もに、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、先行して除染・解除す るエリアに続き、これらエリアも順次除染に取り組むこと。
- (5)特定復興再生拠点区域外に家屋があり半壊判定を受けた世帯に対しても、被災者生活再建支援金が支給されるよう、制度の改正又は柔軟な運用を行うこと。